

令和5年3月17日県営土地改良事業（八津鎌足地区農地中間管理機構関連ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。
令和5年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久